

中途採用比率公表に向けた対応について

令和 3 年 6 月 23 日
人事管理運営協議会幹事会申合せ

民間企業（労働者数301人以上）に対し、中途採用比率の公表を義務付けること等を内容とした「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）の改正（別紙1）を踏まえ、国の機関においても中途採用の一層の活用のために転職希望者に対し情報を提供することは極めて重要であると考えられること、その改正法の審議の過程で附帯決議（別紙2）が附され、「政府機関においても中途採用に関する情報の公表の在り方等について検討すること」とされたことから、一般職の国家公務員においても、以下のとおり採用者に占める中途採用者の割合について公表を行うこととする。

1 公表内容

直近3会計年度の各年度について、採用等した常勤職員（任期の定めのある職員を除く）の中途採用比率。

2 この申合せにおける用語の意義

（1）常勤職員（任期の定めのある職員を除く）

次の①、②を除く一般職の国家公務員。

- ① 非常勤職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員の補充のための任期付職員
- ② 任期付職員、任期付研究員、再任用職員、臨時的任用職員、常勤労務者

（2）採用等

国家公務員法第34条第1項第1号で定める「採用」から、人事交流による採用を除き、非常勤職員から常勤職員への昇任等を含めたもの。

（3）中途採用

新規学卒者等採用者以外からの採用等。

(4) 新規学卒者等採用者

新規学卒者等を主な対象とした採用試験及び選考からの採用者。

具体的には次のとおり。

- ① 総合職試験、一般職試験（社会人試験を除く）、専門職試験（社会人区分を除く）による採用者。
- ② 選考による採用者のうち、新規学卒者等を主な対象とした選考（募集における年齢又は学歴要件が①の採用試験に準ずる条件で行われたもの等）による採用者。

(5) 中途採用比率

採用等した（1）である職員数に占める（3）である職員数の割合。

3 公表の単位

各府省は、法令に基づく任命権者ごとに公表を行う。なお、人事管理の実態を踏まえ、任命権を有する複数の国の機関が一体として公表を行うことも可能とする。

内閣人事局は、一般職の国家公務員全体における中途採用比率について公表を行う。

4 公表の方法

任命権者ごとの公表は、令和3年度については直近3会計年度（平成30年度、令和元年度、令和2年度）の中途採用比率についてこの申合せ後速やかに、令和4年度以降は毎年6月末までに、公表の日を明らかにして、各府省等のホームページにおいて公表する。

また、一般職の国家公務員全体における比率（各任命権者の個別の比率を含む）については、各府省は内閣人事局に中途採用比率にかかる情報提供を行い（外局、所管行政執行法人を含む）、同局は取りまとめの上ホームページにおいて公表する。

● 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）の改正内容

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）（抄）

第七章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等

第二十七条の二 常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の職業選択に資するよう、雇い入れた通常の労働者及びこれに準ずる者として厚生労働省令で定める者の数に占める中途採用（新規学卒等採用者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者であることを条件とした求人により雇い入れられた者をいう。）以外の雇入れをいう。次項において同じ。）により雇い入れられた者の数の割合を定期的に公表しなければならない。

※施行日：令和 3 年 4 月 1 日

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和 2 年 3 月 31 日参議院厚生労働委員会

1～21（略）

22 大企業における中途採用比率の公表に当たっては、企業の実態や入社後のキャリアパス等の情報も中途採用を目指す労働者にとって有益であることから、様々な情報を総合的に公表しやすくするための支援を検討すること。また、中小企業においても大企業に義務付ける項目と併せてその他有益な情報の公表が自主的に進むよう支援を行うとともに、政府機関においても中途採用に関する情報の公表の在り方等について検討すること。